

令和5年度ダイオキシン類環境調査の中間報告（秋季）

調査地点及び調査結果

● 大気

調査地点名	所在地	濃度 (pg-TEQ/m ³)			環境基準
		春季 (R5.5.23～ 5.30)	夏季 (R5.7.11～ 7.18)	秋季 (R5.10.10～ 10.17)	
さいたま市役所	浦和区常盤 6-4-4	0.0066	0.010	0.0056	0.6 以下 (年平均 値)
農業者トレーニングセンター	緑区大崎 3156-1	0.0064	0.013	0.0068	
八幡会館	見沼区膝子 623	0.027	0.010	0.0063	
穂積自治会館	西区宝来 343-1	0.0055	0.013	0.0095	
城南測定局	岩槻区笹久保 577	0.010	0.011	0.0070	
平 均 値		0.011	0.011	0.0071	

まとめ…秋季調査における大気中のダイオキシン類濃度は0.0063～0.0095pg-TEQ/m³でした。
環境基準は年平均値で評価するため、冬季の調査結果を含めて評価します。

(用語解説)

- ・ダイオキシン類 : ダイオキシン類対策特別措置法では次の3種をダイオキシン類とするとされています。
 - ① ポリ塩化ジベンゾフラン
 - ② ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン
 - ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル
- ・pg (ピコグラム) : 1ピコグラム=1兆分の1グラム
- ・TEQ : 毒性等量。ダイオキシン類は種類ごとに毒性が異なるため、最も毒性の強いダイオキシンとされる2,3,7,8-TCDDの毒性にその他のダイオキシン類の毒性を換算して評価します。